

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）の規定に基づき都道府県が承認した承認地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者が、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設・設備を新設・増設した場合に、当該新設・増設に伴い新たに取得等した機械装置・器具備品については取得価額の40%の特別償却又は4%の税額控除（上乘せ要件を満たした場合にあっては、取得価額の50%の特別償却又は5%の税額控除）、建物及びその附属設備・構築物については取得価額の20%の特別償却又は2%の税額控除ができることとする。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>・ 特例措置の内容 ○措置の適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。 ○地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準について、以下のとおり改正する。 ①課税特例の要件のうち、事業の先進性に係る要件を、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。 ②課税特例の要件として、製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を新たに追加する。</p>	
〔関係条文〕	所得税（租税特別措置法第10条の4、租税特別措置法施行令第5条の5の2） 法人税（同法第42条の11の2、同法第68条の14の3、同令第27条の11の2、同令第39条の44の3） 地方税法第23条第1項4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第5項、同条第6項	
減収見込額	[初年度] ▲90 (▲516) [平年度] ▲90 (▲516) [改正増減収額] — (単位：百万円)	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。本税制措置に対する企業のニーズは大きい中、引き続き、本税制措置により地域経済牽引事業を支援し、地域の成長発展の基盤強化を図る必要性は大きい。</p> <p>また、各地域においては、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、今後の事業実施の見通しが不透明な状況となっており、投資計画の見直しを余儀なくされる事業者も増加している。とりわけ、雇用の下支え等の地域への経済的効果を有する地域経済牽引事業への投資の縮小・中止は、地域全体の景気低迷を招くおそれが高い。したがって、感染症の影響から地域経済を回復させていくためには、地域経済牽引事業への積極的な投資を強力に推進していくことが求められている。</p> <p>以上を踏まえると、本税制措置の適用期限を延長することにより、引き続き、地域経済牽引事業に対する支援を行うことが必要である。</p> <p>その際、本税制措置の政策効果をさらに高めるためには、感染症の影響による厳しい資金状況の下で投資額に比して大きな収益を上げる事業や、人口減少社会において限られた労働資本で高い付加価値を生み出す事業に重点化して支援を行うことが妥当である。このため、現行の課税特例の要件のうち、事業の先進性に係る要件については、事業の効率性を測る客観的かつ明確な指標として、投資収益率・労働生産性に係る要件に改めることが必要である。こうした要件の変更により、事業者の予見可能性を確保しながら企業の成長を促していくことは、改正地域未来投資促進法（令和 2 年 10 月 1 日施行）の趣旨とも整合的である。</p> <p>さらに、感染症の拡大により、我が国産業におけるサプライチェーンの脆弱性が顕在化している。このため、課税特例の要件として、サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を追加することによって、緊急時においても重要な物資の供給を可能とする産業構造の構築を図ることが必要である。</p>
-------------	---

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	11—3
-----	------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業
	政策の達成目標	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年度末まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業計画の承認計画数 2,448件（令和2年8月31日時点） ・企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率 2.62%（2013年～2018年の5年幾何平均）
有効性	要望の措置の適用見込み	約200件/年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長5年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者が、地域経済牽引事業計画のために新設等した家屋等について、地方公共団体が不動産取得税・固定資産税の課税免除等を行った場合に、減収補てん措置を講じている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地域産業や地域企業の経営のデジタル化等を推進する「地域未来デジタル・人材投資促進事業」（30.0億円）の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、地域経済を牽引する事業を行う事業者等に対し、デジタル技術を活用する新たなビジネスモデル案について、設備投資の前段階で必要な事業性評価等を支援するものである。本税制は地域経済を牽引する事業を行う事業者に対し、デジタル化に係るものも含めた設備投資を支援するものである。
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置の適用を受けるためには、事業者の策定する事業計画に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法に基づき、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い付加価値額の創出等が見込まれるもの（地域経済牽引事業計画）として、都道府県の承認を受けた上で、 ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 <p>これは、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、更に地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例措置を設定しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、どのような業種・分野・企業形態が地域経済を牽引するかを国が一律に決定することは困難であることから、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い地域経済牽引効果が認められる事業については、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<p>施行日（平成29年7月31日）から令和2年8月31日までに、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受け、課税の特例措置の対象となった承認地域経済牽引事業は1,602件である。</p> <p>①減収額実績（前回要望時の見込み） <特別償却> 平成29年度 0.09億円（35億円） 平成30年度 9億円（35億円）</p> <p><税額控除> 平成29年度 0.5億円（13億円） 平成30年度 41億円（13億円）</p> <p>②適用事業者数（前回要望時の見込み） <特別償却> 平成29年度 2件（113件） 平成30年度 73件（113件）</p> <p><税額控除> 平成29年度 5件（87件） 平成30年度 112件（87件）</p>
---------------	---

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	○適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（H30年度） （単体法人） （単位：千円）				
	措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	58,456	442,696	177,194	209,714
	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	11,620	-	35,222	-
	（連結法人） （単位：千円）				
	措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	199	1,655	604	715	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	329	-	997	-	

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長5年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が有効である。
-----------------------------	---

前回要望時の達成目標	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。
------------	--

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長5年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が必要である。</p> <p>また、政府全体の政策体系の中で、地域の成長発展の基盤強化に係る政策目標として以下が掲げられている。</p> <p>○ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」〔令和元年12月20日閣議決定〕 【重要業績評価指標】 (1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化（抜粋） ■企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率 年2%以上（2020～2024年度幾何平均）</p> <p>政策目標に対する進捗状況を見ると、「企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率」は、2013年～2018年の5年幾何平均で年2.62%となっており、感染症の影響の下で、引き続き同程度の伸び率を維持できるかは予断を許さない状況にある。</p> <p>したがって、政府全体でこうした政策目標を達成するためにも、地域経済牽引事業の創出や当該事業を実施する企業の成長を促していく必要があり、本税制の延長が必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度 創設 平成31年度 延長・拡充（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業（付加価値額増加率が一定以上）について、「機械装置・器具備品」の税額控除額又は特別償却額の上乗せ）</p>
<p>ページ</p>	<p>11—6</p>